議 案 参 考 資 料

［令和 8 年第 4 回定例会(12 月)］

［担当課(室)係(担当)］

障がい福祉課　障がい福祉係

議案名

議案第 95 号　指定管理者の指定について(桐生市総合福祉センター)

趣旨・目的

桐生市総合福祉センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概　要

桐生市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例第 15 条の規定に基づき桐生市総合福祉センターの管理を行わせるため、社会福祉法人桐生市社会福祉協議会を指定管理者として指定しようとするものです。

1　施設の名称　　桐生市総合福祉センター

2　指定する団体　　桐生市新宿三丁目 3 番 19 号
社会福祉法人桐生市社会福祉協議会

3　指定の期間　　令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで
(5 年間)

背景・経過

桐生市総合福祉センターは、福祉の拠点として市民の福祉向上に関するサービスの充実及び市民の福祉活動の推進を図るとともに、地域とのふれあいの場を提供し、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的に平成 21 年 2 月に旧南中学校を改修し、設置された施設であり、開設当初より指定管理者制度を導入し、運営してきました。

施設内には、社会福祉協議会事務所のほか、点字図書館、地域活動支援センター、地域包括支援センターなどがあり、障害者福祉、地域福祉の拠点施設となっています。

桐生市総合福祉センターの指定管理期間が令和 9 年 3 月 31 日をもって満了となることから、次期指定管理者の選定に当たり公募による選考を行いました。その結果、施設の運営能力や専門性をもって効率的かつ効果的な事業運営が図れること、指定管理者として市の考え方を理解し、共有して施設管理を担う意識が高いと認められる社会福祉法人桐生市社会福祉協議会を指定管理者として選定しました。